

GCOE ワーキングペーパー

次世代研究 100

「食の確保戦略」からみるインドシナ難民の定住過程
——兵庫県姫路市と神奈川県県営「いちょう団地」を事例として

瀬戸徐 映里奈

(京都大学大学院農学研究科博士後期課程)

2013年2月



京都大学グローバル COE

「親密圏と公共圏の再編成をめざすアジア拠点」

Global COE for Reconstruction of the Intimate and Public Spheres in 21st Century Asia

〒606-8501 京都市左京区吉田本町 京都大学大学院文学研究科

Email: intimacy@socio.kyoto-u.ac.jp URL: <http://www.gcoe-intimacy.jp/>

目次

はじめに	2
(1) 本稿の目的	2
(2)、越境者たちにとっての「食」	3
2、在日インドシナ難民の定住状況について	5
(1) 各国の流出背景	5
(2) 日本におけるインドシナ難民の受け入れとその支援	6
3. 調査地の概要	9
(1) 日本のインドシナ難民集住地域と全国的趨勢	9
(2) 兵庫県姫路市とその周辺地域	13
(3) 神奈川県県営「いちょう団地」について - 大和市を中心に	15
4. 本研究の調査方法	17
5. 定住過程における食の確保先の変容	18
(1) 兵庫県姫路市とその周辺地域の場合	18
(2) 神奈川県県営「いちょう団地」の場合	25
6. おわりに	29
参考文献	30

はじめに

(1) 本稿の目的

越境者たちは故郷で培った生活習慣をもちこんで、異文化社会で生活することになる。それは、「もともと生活していた社会では当たり前だったものが存在しない、あるいは揺らぐ世界に身をおくこと」(岡井 2007 : 179) であり、生活のなかで様々な戸惑いや困難を伴う。こうした不安定な環境のなかに身を置かざるえないエスニック・マイノリティの生活問題についてアプローチするため、都市社会学をはじめとして様々な分野で研究が蓄積されてきた。これらの研究は、エスニック・マイノリティの生活問題を地域社会の文脈で可視化し、出身地とは異なる文化背景のなかで生活を切り開いていくエスニック・マイノリティの姿やそのコミュニティ形成のあり方、支援者や地域住民との関係などを明らかにした点で評価される(小内 2001・2009 など)。しかし、それらの研究においてエスニック・マイノリティはコミュニティ集団として扱われる場合が多く、アイデンティティ問題に触れない限りは各世帯や個人々の生活問題については未だに不明瞭な点が多い。同じエスニック・マイノリティ集団のなかにも定住化過程のなかで就労状況による階層化、支援団体へのアクセスの有無によって、生活状況は多様化しており、そこで直面している問題も一枚岩ではない。プライバシーの問題に十分配慮しながら、地域社会における各世帯の状況を丁寧に議論していくことが今後さらに必要になっていくであろう。

以上のことをふまえて、本稿では 1970 年代後半から日本への定住化がはじまったインドシナ難民を対象とし、その世帯ごとの生活状況や日本社会への定着過程を考察する視角として、食生活に着目する。ここでいう定着過程とは、故郷とは異なる自然・社会状況のなかで自分たちの生活基盤をつくり、発展させていくことである。食べるという行為は、日常に不可欠な生活行為であり、幼い頃に形成された味覚や食事の様式は、簡単には変えられない生活習慣である。食は家庭・学校・労働現場など日常のあらゆる場面で必須とされ、それにかかる費用は家計に大きく影響を与えている。また、食文化の違いは異文化社会で生活をおくる際の障壁となり、それを克服することが移住先の生活において喫緊の問題として取り上げられることもしばしばである。これらの理由から、本稿の目的は、インドシナ難民、特に渡日一世が、故郷の暮らしで慣れ親しんだ自文化の食を再現するために必要な食材を入手する生活実践のことを「食の確保戦略」と定義し、地域社会で生活するうえでどのような地域資源や人間関係を活用しているのかを明らかにし、その定着過程を考察することである。

なお、事例地としてはインドシナ難民の定住促進業務を担っていた定住促進センターが設置された兵庫県姫路市と神奈川県大和市、そのなかでも特に集住化が進んでいる県営「いちよう団地」¹をとりあげている。ほぼ同時期に「定住促進センター」が設置された兵庫県姫路市と神奈川県大和市を比較し、同じエスニック集団の人口数や他のエスニック集団との接触

¹ 県営「いちよう団地」は横浜市・大和市にまたがる公営住宅地である。現在、入居者の 10%以上が外国籍者で占められている(清水ら 2009)

の有無、エスニック・ビジネスの発展の度合いが定着過程にどのような影響を与えるのかについて考察を試みる。

(2)、越境者たちにとっての「食」

日本に定住しているエスニック・マイノリティの「食」に関連した生活実践をとりあげた研究は、エスニック・ビジネスに関するものが中心であり、個々人や世帯に焦点があてられることは殆どなかった。もちろん、入居差別などをはじめとして、法制度の不備や日本社会の無理解さに起因する多くの生活問題があるなか、「食べていける」ために解決すべき喫緊の問題が優先され、「食べているもの」の内実やそのための生活実践については、ほとんど重要視されてこなかったことは当然である。しかしながら、その食の嗜好や習慣は、それまで暮らしていた社会の文化背景や個々人の生活状況のなかで形成される身体的経験であり、個人差はあれども容易に変容することはできない。そのため、移住先での生活が長くなれば長くなるほど、故郷で食べていたものを手に入れる生活実践は、単なる栄養摂取にとどまらず、異文化社会で生きるための癒やし、アイデンティティの確認という意味が帯びていく。同じものを食べるという相互認識から、他との差異化がなされ、そのアイデンティティの強化がなされる (Lupton1999 : 38) ために、エスニック・コミュニティの形成に寄与することもある。

出身地で食べていたものを移住先でも食べたい、というエスニック・マイノリティの欲求は自然なものであるが、自文化の食を再現できる食材を手に入れることができるかどうかは、移住先の自然・社会環境に大きく左右されてしまう。また、エスニック・マイノリティは、起業する場合にも銀行からの融資をうけることも難しく、行政の優遇措置も適用されず (河 1996 : 60)、社会的から疎外されながら生活を営んできた。そのため、生活圈や独自の市場形成は不法行為や不法占拠と繋がりやすく、犯罪の温床として取り締まりの対象とされることもしばしばであった (樋口 2000 : 117)。

たとえば、オールドカマーである在日朝鮮人に関連した研究は、他のエスニック・マイノリティよりも「食」に関連した研究が蓄積されているが、継承されていくなかで生じる食文化の変容や日本の食文化にもたらした影響が大きくクローズアップされるにとどまっている (朝倉 1994) (黄 2002) (佐々木 2004)。貧困や差別など抑圧的な社会状況のなかで発展した闇市や朝鮮市場についての研究が蓄積されているが、個々人がどのように必要な食材を手に入れていたのかについて、具体的に明らかにされているわけではない² (金菱 2008 : 88)。そうしたなか、生計手段のために在日朝鮮人女性が担ってきた獨酒製造とその販売に関する

² そうした個々の食生活に関する生活実践は、日常生活の一コマとして記述されるにとどまっている。金菱 (2008) では冒頭に中村地区での朝鮮人の生活を取りあげた写真を掲載している。栽培された朝鮮瓜、食材の販売店などが撮影されている。

李（2012）の研究は、異文化社会での生活に加え、厳しい差別と抑圧のなかで生活を営む在日朝鮮人コミュニティと世帯内のジェンダーの諸相を考察するうえで示唆的なものとなっている。

在日朝鮮人に比べて定住期間の短いニューカマーであるエスニック・マイノリティの「食」に関する研究は、樋口（1998）の研究を皮切りにして蓄積されつつある。その背景には、80年代から渡日したエスニック・マイノリティの生活基盤が整い、定住化がさらに進行して、様々なエスニック・ビジネスが成立してきたことがあげられる。とくに90年代からのエスニック・ブームと日本社会におけるエスニック・フードの定着化によって、これらのエスニック・ビジネスの地域社会への経済的貢献に対する期待は、近年ますます高まっており、エスニック・コミュニティに対して必要な食材の提供する場としてのみではなく、ホスト社会との繋がりをつくる場として重要な役割を果たすものとして捉えられている（広田 2003）（安井 2010）。しかし、これらの先行研究では、エスニック・フードビジネスの成立が前提とされており、個別世帯のエスニック食材を手に入れているための具体的な生活実践についてアプローチされているわけではない。本稿がとりあげるインドシナ難民の「食」をとりあげた先行研究（川越 2010）（吉本 2006・2011）においても、在日ベトナム難民にとっての「食」の重要性について述べられてはいるものの、やはりエスニック・ビジネスの成立やコミュニティ全体の概要にとどまっている。

現在、エスニック・ブームによってもたらされた他文化の料理は、拡大するグローバリゼーションにも後押しされて、日本社会にますます定着化しつつある。西洋料理だけでなく、東南アジアやラテンアメリカ等の料理を提供するレストランが増え、その食材も気軽にスーパーマーケットで購入することが可能になってきた。その一方で、エスニック・マイノリティの「食」は、ホスト社会からの包摂と排除を伴いながら、日常の営みとして、コミュニティの形成やアイデンティティの保持と密接にかかわりながら営まれている。

これらの歴史的経緯をふまえながら、現在の日本社会のなかでインドシナ難民たちの「食の確保戦略」がどのように営まれ、定住化がすすむにしたがって、どのように変容してきたのかについて分析していく。

2、在日インドシナ難民の定住状況について

(1) 各国の流出背景

1975年のベトナム戦争終結後、ベトナム・カンボジア・ラオスのインドシナ三国は東西冷戦や国際情勢の変化に伴い、相次いで社会主義体制に移行した。そうしたなか、新体制のもとで迫害を受けるおそれのある政府関係者やその家族、急速な体制移行に馴染めない人々がボートで海上へ逃れたり、陸路で隣国へ逃れたりした。前者をボート・ピープルといい、後者をランド・ピープルと呼ぶ。これらの人々は総称でインドシナ難民とよばれ、その総数は約144万人に達するという。

それぞれの国の政治・経済的状况によって、難民の流出経緯は異なる³。

ベトナムでは、ベトナム戦争が終結する1975年4月のサイゴン陥落の前後から難民が発生しはじめる。そこで難民となったのは、南ベトナムの親米政府や軍の関係者、資産家など新しい社会主義体制の下で迫害を受ける恐れのある人々や新体制に不安や不信をもつ人々であった。その後、南北が統一されて、ベトナム社会主義共和国が成立し、社会主義体制への移行が旧南ベトナムでも実施されるようになる。性急な社会主義政策の実施は、それまでの旧南ベトナムで築かれてきた生活基盤をゆるがし、困窮者を生み出すことになった。そのため、生活の安定を求める人や将来に不安を抱えた青年層が「ボート・ピープル」として、漁船等の小型船に乗って直接周辺諸国へ脱出していった（安 1986：28）。また、周辺国との関係悪化も要因のひとつであった。カンボジア紛争が勃発し、徴兵から逃れるために難民となった。さらに、中国との関係も悪化し、中越戦争が勃発した影響で、ベトナムに住む多くの華僑が難民となった。これらの紛争はベトナムの経済状況をさらに悪化させ、新政府への失望を高め、ベトナム難民の流出はさらに加速した（五島 1996：62）。ボート・ピープルとして脱出した人々は、タイ・マレーシア・シンガポール・フィリピン・香港などのアジア地域の難民キャンプを経て、アメリカ・オーストラリア・カナダ・日本などへ定住していった。インドシナ三国のなかでも、特にベトナムからの難民が最も多い（表1参照）。

表1 各国別の難民流出数（単位：人）

	1975－79	1980－84	1985－89	1990－95	累計(1975－95)
ベトナム	326,092	253,112	196,965	63,059	839,228
カンボジア	171,933	47,984	12,811	4,670	237,398
ラオス	211,344	96,224	42,795	9,567	359,930
合計	709,369	397,320	252,571	77,296	1,436,556

出所：国連難民高等弁務官事務所（2000）より筆者作成。

³ インドシナ難民の流出背景については、難民事業本部（2012）、桜井（2001）に依拠している。

ラオスにおける難民発生の要因は、ベトナム難民流出の初期要因と共通する部分大きい。1975年のベトナム戦争後のベトナム・カンボジア情勢に大きな影響をうけ、社会主義政権が樹立し、それまでの王政が廃止される。社会主義勢力の政権獲得によって、従来の生活ができなくなった上流階級の人びとや旧政権に関係の深かった政府・軍関係者が隣国のタイなどへ亡命した。また、ベトナム戦争においてアメリカの諜報活動に協力していた山地民のモン族は、アメリカに多く受け入れられているが、日本に定住しているラオス難民は低地民の人々である。

内戦の続いていたカンボジアにおいても、1975年4月にプノンペンが陥落し、ポルポト率いる社会主義政権が誕生する。この新政権は王政を廃止して民主カンボジアを樹立後、それまでの社会・経済体系を無視した急激な改革を実施した。たとえば、旧政権関係者の大量粛清、生産手段の国有化、都市住民の農村への強制移住などである。こうした社会状況から逃れるために、陸路でタイ領域内に流出した。これがカンボジアからの難民流出の第一波であった。その後、粛清されずに残った親ベトナム派勢力は、ベトナムの支援を受けて1978年12月に大攻撃を開始し、翌年1月にプノンペンを陥落させ、ヘン・サムリンが実権を握るカンボジア人民共和国の樹立を宣言する。この際に、民主カンボジア政府側はタイ国境や山岳地帯を根拠地としてゲリラ戦を展開したため、再び大量のベトナム難民がタイ領域内に流出した。日本に定住しているカンボジア難民のほとんどはタイのキャンプから第三国定住によって移住してきた人々である。

以上のように、インドシナ難民の発生は各国の政治的・経済的社会状況に起因しており、その発生の理由も時期や出身地域、階層によって異なっていることがわかる。

(2) 日本におけるインドシナ難民の受け入れとその支援

ベトナムからのボート・ピープルの流出がはじまった当初、日本政府は短期間で終息するであろうという希望的観測と、戦後一貫して非常に抑制的な運営がなされてきた入国管理政策によって、極めて慎重な対応をとっていた。難民が日本に一時滞在する場合には、国連難民高等弁務官の正式な許可と、それに加えて一時滞在中の難民の生活費・医療費等の負担の約束、受け入れ国と、その受け入れ国に出発する交通手段が確定していなければならなかった。これらの条件をボート・ピープルが短期間で整えることは、現実には非常に困難である。このことから、日本はボート・ピープルが国内に居残ってしまうことを最大限防止するような態度をとっていたことがわかる。

日本に到着するボート・ピープルがますます増加するという状況に迫られ、「ヴェトナム難民対策について」の閣議了解がとられる。このことによって、従来の一時滞在の延長ではあるものの、難民収容施設の確保、緊急医療等の援護措置、難民の職業・技術訓練、関係団体の協力などの対策が設けられるようになった。しかし、このような一時滞在しか認めない対

応が国際社会からの強い非難をうけることになり、1978年4月に「ヴェトナム難民の定住許可について」の閣議了解がなされ、ついに難民の定住が認められる。この閣議了解では、日本に一時滞在しているベトナム難民に限って定住が認められるものとし、その許可対象者は善良な社会人として生活できると認められた者であった。

1979年4月には「インドシナ難民の定住対策について」の閣議了解がなされる。この閣議了解では、難民対策の対象をベトナム出身者だけでなく、ラオス・カンボジア出身者を含めることが認められた。加えて、当面500人を目途として定住の実現に努めることと、定住希望者に対しては日本語教育、職業紹介、職業訓練の実施すること、さらにアジア諸国に滞在しているインドシナ難民の日本への定住を厳しい条件下ではあるが認めることが決定された。その後、受け入れ枠は段階的に広げられ、1981年の閣議了解では3000人に拡大され、1975年4月以前の元留学生も含められ、1983年には5000人、1985年には10,000人が日本への定住を認められることになった。

こうした経過のなかでインドシナ難民に対する支援⁴の拡充がますます求められるようになる。難民収容のための施設については、ポート・ピープルの支援をいち早く実施していた日本赤十字社や民間団体の支援団体に完全に依存している状態であった。1979年によく難民の一時庇護および定住促進の事業を、財団法人アジア福祉教育財団に委託することになり、同年11月には同財団内に難民事業本部が発足することになる。1980年には兵庫県姫路市、神奈川県大和市に「定住促進センター」が設置され、82年には長崎県市に「大村難民一時レセプションセンター」、83年にはポート・ピープルの流入増と滞留の長期化に対処するため、東京都品川区に「国際救援センター」が開設された⁵。

定住促進センター業務は、入所期間は基本的に6か月間と定められており、そのうち4か月間は日本語教育が実施され、日常生活で最低限必要な会話の能力及び読み書きを学ぶ。その後、ゴミの出し方などの日本で生活などをおくるうえでの社会マナー、日本の労働慣行や職場でのあいさつの仕方、保険制度、給与の仕組み等の社会生活適応指導が実施された。センターでは、労働大臣の許可をうけた無料職業紹介事業も実施され、センターに配置された職業相談員が就職の斡旋を行った。また、インドシナ難民を雇う事業所や雇用主に対しても、難民を受け入れる際に就労環境の整備等についての注意喚起やアドバイスもセンターの業務として実施されていた。

インドシナ難民が定住するためには、住居の確保も重要な課題であった。民間アパートや、

⁴ インドシナ難民支援についてはアジア福祉教育財団難民事業本部編（1996、1998）を参考にしている。

⁵ インドシナ難民の流入が途絶え、大村一時レセプションセンターは1994年にその業務を終え、姫路定住促進センターは1996年に、大和定住促進センターは、1998年に閉所した。その後の定住難民のアフターケアの充実と難民支援への啓発や人材教育等の事業のため、関西では、難民事業本部関西支部が開設され、関東では神奈川県と大和市と連携をとりながら支援を継続していくことになった。また、難民の定住希望者支援を行うために引き続き運営されていた国際救援センターも2006年に閉所された。

都道府県・市の公営住宅、雇用促進住宅、社宅等が最初の入居先になることが多かった。かつて、公営住宅の入居に外国籍者は排除されていたが、79年の国際人権規約に加入に後押しされて、そうした差別的制度が見直されたが（田中 1995）、外国人に対しては、家主が貸したがない場合も多く、特に民間アパートの確保は難しかった。住宅の確保ができずに企業の採用が断念することもあった。

職業や定住先が決定し、センターを退所する際には、当座の生活資金として大人一人につき、156,900円、16歳未満の者に対しては78,450円が支給された。16歳以下の子どもや、義務教育を終えた後も進学希望者に対しては養親や里親の斡旋事業も行われた。

こうした支援は必ずしも十分といえない側面をもっていたが、行政と民間団体や理解ある地域住民と連携をとりながら、2005年に受け入れがなくなるまで約11,000人のインドシナ難民の定住業務が実施された。法制度も支援体制も整っていない環境のなかで、インドシナ難民の生活はまさに手さぐりの状態で始まったといえる。

3. 調査地の概要

(1) 日本のインドシナ難民集住地域と全国的趨勢

日本には、11319人のインドシナ難民が定住している。その内訳は、ベトナム難民が8656人、ラオス難民が1306人、カンボジア難民が1357人となっており、約8割をベトナム難民が占めている。そのうち、1287人は日本国籍を取得している（難民事業本部2011）。出身国別の統計は公開されていないが、定住促進センターの設置された神奈川県（3571人）と兵庫県（1577人）に集住していることが統計より明らかになっている（表2参照）。

表2 インドシナ難民の都道府県別人口数

都道府県	居住数	都道府県	居住数	都道府県	居住数
北海道	3	福井	2	岡山	11
青森	1	山梨	38	広島	66
岩手	1	長野	3	山口	6
宮城	7	岐阜	5	愛媛	8
山形	1	静岡	478	徳島	1
福島	19	愛知	59	福岡	12
茨城	95	三重	4	長崎	26
栃木	197	滋賀	59	熊本	3
群馬	526	京都	10	大分	1
埼玉	1,188	大阪	486	佐賀	1
千葉	315	兵庫	1,577	宮崎	21
東京	944	奈良	14	鹿児島	1
神奈川	3,571	和歌山	13	沖縄	4
新潟	25	鳥取	1	全国合計	※9803

出所：難民事業本部（2011年3月31日現在調べ）

これらの統計には、海外のキャンプから第三国定住で渡日してきた人、政変前に渡日してきた留学生やODP⁶によって呼び寄せられた家族なども含まれている。インドシナ難民の受け入れは2005年で終了したが、現在も難民の家族や集住地域に形成されたネットワークやコミュニティを頼って日本にやってくる人も増えている。とくに、ベトナムはドイモイ政策に転換以降、外貨獲得と技術習得を目的として多くのベトナム人労働者や技能実習生が近隣諸国へ積極的に派遣している。すでに定住している難民の親戚たちや彼らによ

⁶合法出国計画（ODP・Orderly Departure Program）。ボート・ピープルの発生が増加するなか、悪天候による遭難または海賊に襲撃などが後を立たなかった。こうした、人道上看過できない事態の改善のため、1979年5月30日、UNHCRはベトナム政府と覚書（合法出国計画に関する覚書）を取り交わし、ベトナム国内に滞在する者で、海外にいる家族との再会等を目的とする場合は、本計画に基づき同国からの合法的出国が認められることになった。

って形成された既存のベトナム人コミュニティを頼って移住してくる人々は今後ますます増加するだろう。

表3 都道府県別 ベトナム国籍（出身者）数

北海道	158	滋賀	466
青森	67	京都	338
岩手	142	大阪	3,411
宮城	181	兵庫	4,484
秋田	46	奈良	206
山形	179	和歌山	74
福島	173	鳥取	52
茨城	1020	島根	31
栃木	930	岡山	693
群馬	1,780	広島	1,336
埼玉	3,700	山口	231
千葉	1,856	徳島	104
東京	3,728	香川	154
神奈川	6,074	愛媛	222
新潟	264	高知	131
富山	236	福岡	1004
石川	509	佐賀	150
福井	157	長崎	297
山梨	264	熊本	243
長野	425	大分	334
岐阜	980	宮崎	41
静岡	2,111	鹿児島	111
愛知	4,388	沖縄	188
三重	1,021	総計	44,690

注：外国人登録上の表記であり、ベトナム国籍をもたない人も含まれている。

出所：法務省登録外国人統計（2011年度）より筆者作成。

以上のように、インドシナ難民の集住地には新渡日者も居住しており、それらを厳密に区別することはできない。加えて、出身国別のインドシナ難民の居住地や市町村別の人数については公開されておらず、その集住地域を明らかにすることは難しい。また、不法に出国した難民は本国から国籍を剥奪されているため、無国籍状態におかれている。インドシナ難民の場合は、外国人登録の際にベトナム・ラオス・カンボジアとして便宜上記載されたため、他の理由で渡日した同国出身者と区別されていない。そのため、都道府県別の外国人登録数とインドシナ難民の定住数（表2）を参照し、その集住化傾向を推察する。

ベトナムの場合、44690人（2012年3月現在）のベトナム人が定住している。本研究でとりあげる神奈川県（6074人）、兵庫県（4388人）が最も集住している（表3参照）。この二つの地域は、インドシナ難民の定住数の多い地域であり、難民の定住化が新たな渡日者の定

住を促したことが考えられる。しかし、ベトナム人が多く居住する愛知県（4388人）の場合は、インドシナ難民の定住数は少なく、新渡日者が多く住む地域であることが推察される。

表4 都道府県別 ラオス国籍（出身者）数

北海道	18	滋賀	12
青森	1	京都	13
岩手	5	大阪	42
宮城	5	兵庫	125
秋田	3	奈良	11
山形	5	和歌山	2
福島	3	鳥取	2
茨城	230	島根	2
栃木	24	岡山	9
群馬	8	広島	52
埼玉	62	山口	2
千葉	57	徳島	1
東京	202	香川	58
神奈川	1,287	愛媛	4
新潟	15	高知	7
富山	3	福岡	23
石川	4	佐賀	1
福井	3	長崎	4
山梨	9	熊本	9
長野	7	大分	1
岐阜	7	宮崎	4
静岡	163	鹿児島	1
愛知	58	沖縄	14
三重	6	総計	2,584

注：外国人登録上の表記であり、ラオス国籍をもたない人も含まれている。

出所：2011年3月法務省登録外国人統計より筆者作成。

ラオス出身者の場合、ラオス国籍（出身）者は2534人で、神奈川県（1287人）が他地域に比べて抜きん出て人口が多い。兵庫県は、125人が定住しており、全国で5番目に多い地域である。集住地区は、ベトナム国籍（出身）者に比べると関東圏に集中していることがわかる（表4参照。）

カンボジア出身者の場合は、さらに顕著である。2770人の全人口のうち1578人が神奈川県に定住しており、居住地が関東圏に集中していることがわかる。

表5 都道府県別 カンボジア国籍（出身者）数

北海道	22	滋賀	31
青森	2	京都	25
岩手	-	大阪	35
宮城	10	兵庫	29
秋田	1	奈良	8
山形	1	和歌山	5
福島	3	鳥取	1
茨城	151	島根	4
栃木	12	岡山	42
群馬	25	広島	50
埼玉	105	山口	2
千葉	54	徳島	2
東京	228	香川	86
神奈川	1,578	愛媛	1
新潟	14	高知	2
富山	4	福岡	22
石川	2	佐賀	-
福井	1	長崎	4
山梨	5	熊本	7
長野	6	大分	7
岐阜	45	宮崎	1
静岡	17	鹿児島	3
愛知	92	沖縄	3
三重	22	総計	2,770

注：外国人登録上の表記であり、カンボジア国籍をもたない人も含まれている。

出所：2011年3月法務省登録外国人統計より筆者作成。

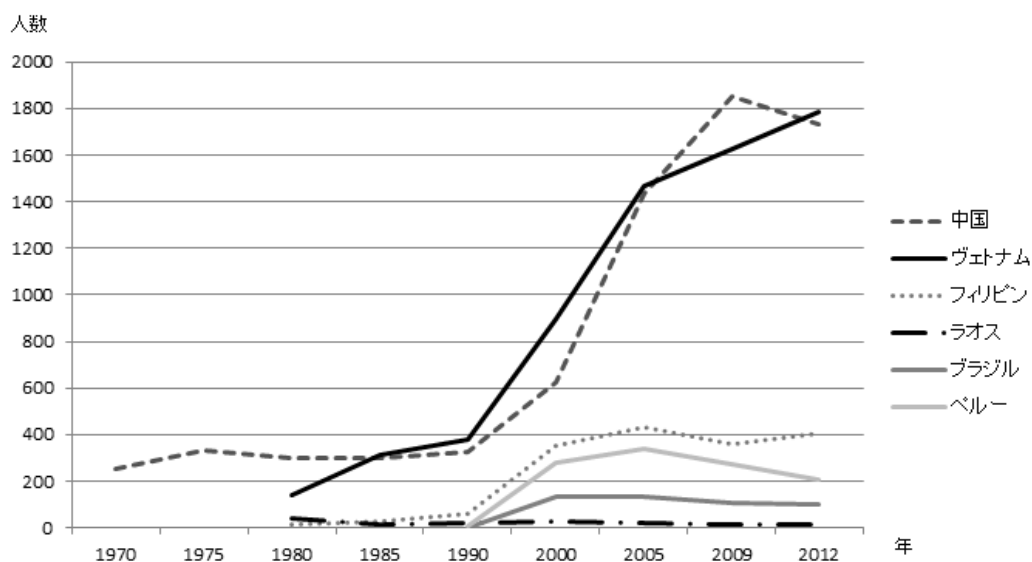
こうしたラオス・カンボジアの居住地の偏りは、インドシナ難民の受け入れ方針が背景にある。センター別の受け入れた出身国別人数をみると、姫路定住促進センターは、ベトナム出身者 2201 人・ラオス出身者 439 人を、大和定住促進センターには、ベトナム出身者 567 人・ラオス出身者 857 人・カンボジア 1217 人を受け入れている（アジア福祉教育財団難民事業本部 1996・1998）。姫路定住促進センターにベトナム・ラオス難民のみが受け入れられ、カンボジア難民が受け入れなかったのは、当時カンボジア・ベトナムの関係が悪化し、民族同士の衝突を避けるための配慮であった。こうした受け入れ方針が、その後のインドシナ難民の居住先を決めるうえで大きな影響を与えていることがわかる。

(2) 兵庫県姫路市とその周辺地域

兵庫県姫路市は、ベトナム国籍（出身）者数が、旧植民地出身者である韓国・朝鮮籍者や中国国籍者らのオールドカマーに次いで多い地域である。姫路市の外国人登録数の推移をその背景には、1979年にインドシナ難民の定住促進センターが設置されたことがある。

定住促進センターが設立される80年まで姫路市の外国人登録数からみると、旧植民地出身者の韓国・朝鮮籍者や中国籍者がほとんどを占めているが、80年に定住促進センターが設置されてから、ベトナム国籍（出身）者数が増え始めている。80年から90年の増加率は1.65%、90年から2005年までの増加率は、2.28%に増加しており、他のエスニック集団と比較してみても急激に伸びていることがわかる（表6）。

表6 兵庫県姫路市の出身地別外国人登録数の推移（1970～2012）



注：圧倒的な数を占める韓国・朝鮮籍者は割愛している。（一貫して5000人以上）

出所：姫路市外国人登録国籍別人員調査表より筆者作成

80年代から90年代にかけては、ベトナム難民の受け入れがまだ続行されていたことと、ベトナム難民たちの生活が安定してきたために、年老いた両親をベトナム本国から日本に呼び寄せたことが考えられる。また、90年代からの急激な増加は、ODPで本国から呼び寄せられた難民の家族や、87年以降にベトナム政府が難民の一時帰国を許可したことによって、若年のベトナム人難民が配偶者を故郷の村から呼び寄せることが可能になったことが背景に

考えられる。

姫路市では、定住促進センター設置以前からインドシナ難民の支援に取り組んでいたカリタス・ジャパンが、姫路市仁豊野にあった淳心会の敷地内に難民キャンプの設置し、支援活動を実施していた（図1参照）。難民支援業務を委託された難民事業本部が淳心会に協力を求め、難民キャンプに便乗する形で姫路市に定住促進センターが設置されることになった（姫路工業大学環境人間学部国際理解推進班 2000）。



図1 兵庫県姫路市、福崎町、加西市の位置

●は定住促進センターが設置された仁豊野地域。

出所：筆者作成。

姫路市に定住したベトナム難民・ラオス難民の主な就労先は、製造業であった。特に、ベトナム難民の場合は90年代までは姫路市の地場産業である製革業への就労率が高かった。部落産業で3Kの仕事とみなされる製革業は、高度経済成長のなかで労働人口不足に陥っていた。それを他の外国人労働者と同様にベトナム難民が補っていった。また、姫路への集住化が進んでいった背景には、被差別部落内やその周辺地域に賃貸の安い、外国人を受け入れる入居先があったことも要因としてあげられる。多くの人が定住促進センターを出所後は県営・市営の公営住宅や安い貸家に入居した。定住促進業務を行っている難民事業本部にきい

たところ、現在では生活の向上とともに一軒家に暮らす人も増加しているが、ほとんどの人は公営住宅に入居しているとのことであった。

その一方で、ラオス国籍（出身）者は、30年の経過をみても50人を越えることはない。外国籍者数がもともと少ないことと、ラオス国籍者が少数であるため、公開されている法務省や市の統計から集住地域を明らかにすることはできなかつたが、支援者からの聞き取りから、姫路市近隣の福崎町や加西市に集住していること明らかになった（図1参照）。実際に、福崎町では、旧正月を祝う「ピーマイ」と呼ばれるラオスの行事が開催されており、近畿圏以外からもラオス人が集まっている。

（3）神奈川県県営「いちよう団地」について - 大和市を中心に

神奈川県大和市南林間に定住促進センターが設置されたのは、1980年のことであった。私鉄沿線の住宅地にあったカトリック横浜司教区所有しているボーイズタウン⁷の跡地に建設された（図2参照）。設置にあたってなんらかの問題が生じた場合は、大和市南林間自治会とアジア福祉教育財団と大和市の三者で対応するという覚書が自治会連合会会長と難民事業本部長の間に交わされている（阿久澤 2000）（神奈川県大和市議会 2003）。市街地から離れた場所に建設され、住民に対する説明はほとんどなされなかった姫路市とは対照的である。

神奈川県大和市は、兵庫県姫路市の約二十分の一の面積しかないが、人口密度は約8倍と高く⁸、統計をみても外国籍者の居住数の割合が高いことがわかる（表7）。また、前述のように姫路市よりも多くのラオス・カンボジア国籍（出身）者が居住しているのに加えて、インドシナ三国だけでなく、南米日系人・フィリピン人などの他のエスニック・マイノリティが多く居住している。ベトナム・ラオス・カンボジア出身者のみの増加が顕著に表れていないことも姫路市と異なる。

本研究が調査対象地としている神奈川県営いちよう団地は、神奈川県大和市と横浜市泉区⁹にまたがる公営住宅地である。この団地は全84棟にまたがる巨大な団地で、1970年代前半に建設された。東京都内へは、電車を使うと約1時間で行くことができ、往復の交通費も1000円程度で、都市へアクセスしやすい。工場なども多数集積しており、日本語が不自由でも働くことのできる職場が多数存在している。1980年代中頃から外国籍の入居者が増加をはじめ、インドシナ難民、中国帰国者、南米日系人など様々なエスニック・マイノリティの居住先になっており（清水 2009）、大和市の状況を反映している。

⁷ カトリック教会が運営している10歳から18歳までの男子を対象とした養護施設のこと。

⁸ 姫路市の面積は約534 km²、大和市の面積は約278 km²、人口密度は1,000人/km²、約8500人/km²である。

⁹ 2009年の外国人登録者市（区）町村別人員調査票によると神奈川県横浜市泉区はベトナム国籍（出身）者746人、カンボジア国籍（出身）者137人、ラオス国籍（出身）者36人という統、横浜市の他区域よりもベトナム・ラオス・カンボジア国籍（出身）者が多い地域である。

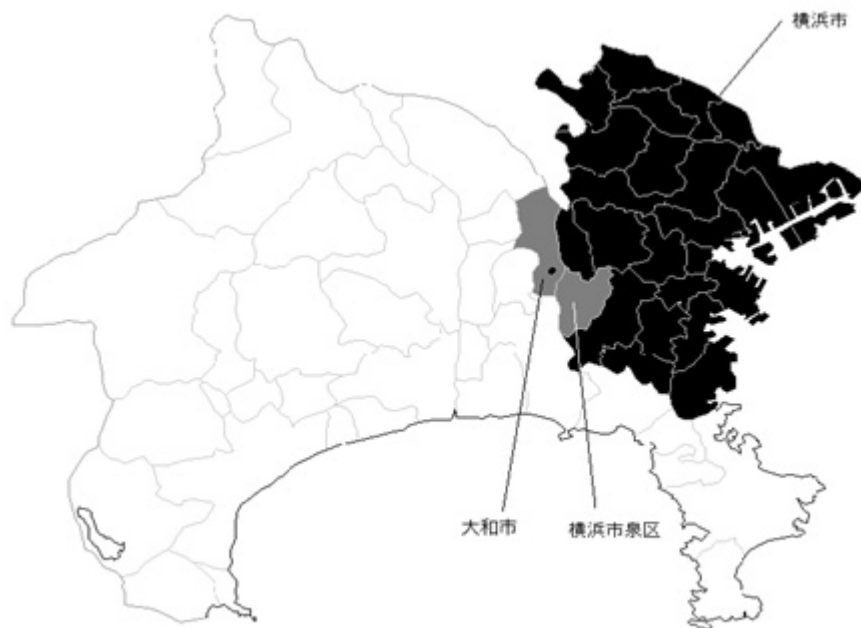


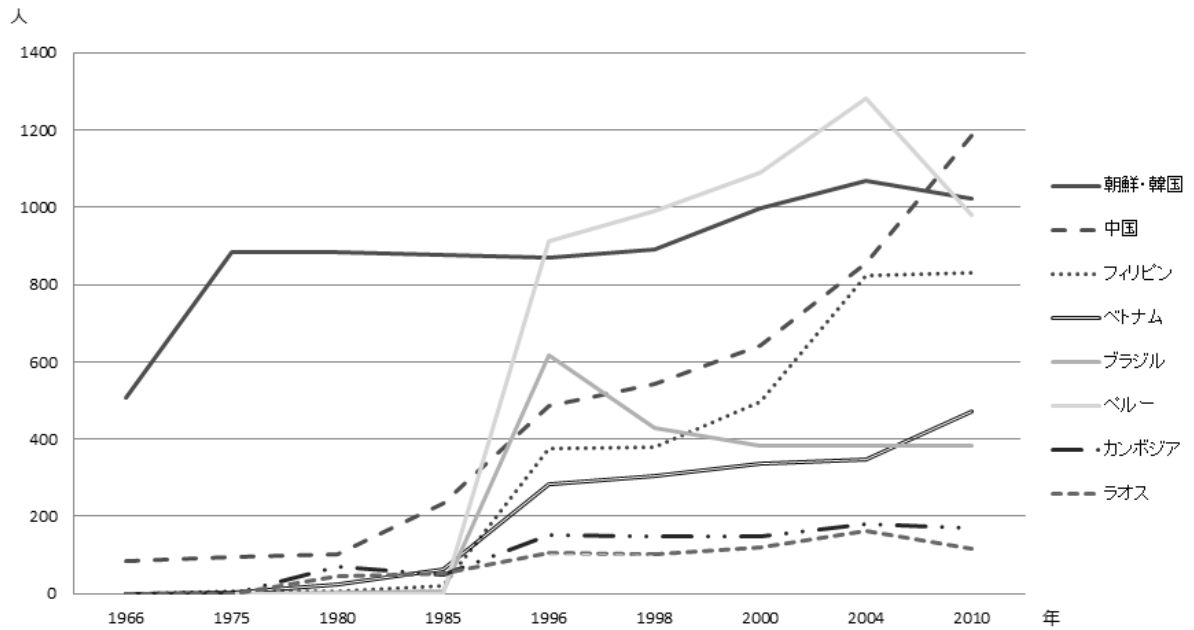
図2 神奈川県大和市と横浜市泉区

●は定住促進センターが設置された南林間地域。

出所：筆者作成。

2011年度5月のいちょう団地自治会調べでは、全2099人の入居者のうち外国籍者数は506人で全体の四分の一を占める。そのうち、ベトナム国籍（出身）者は203人、カンボジア国籍（出身）者は32人、ラオス国籍（出身）者は11人で、大和市、横浜市泉区の全体人口からみても多数の人びとがいちょう団地に集住していることが明らかである。

表7 神奈川県大和市の出身地別外国人登録数の推移（1966～2011）



出所：大和市外国人登録数（1996年～2011年）より筆者作成

4. 本研究の調査方法

姫路市においては、2009年7月～2012年1月にかけて5世帯に聞きとりを実施し、その渡日背景と家族構成、居住環境と就労状況の変移などの定住状況と、日本での食生活において困ったことや故郷の食を再現するために必要な食材の入手方法などをインタビューによって行われた。調査は、インフォーマントの自宅にて行われた。

神奈川県県営いちょう団地での調査は、2011年5月から2012年2月まで4回実施した。インタビューができなかったため、簡単なアンケート調査を行った。また、日本人支援者を中心に聞き取りを行い、近隣のエスニック食材店の成り立ちなどを調べた。

5. 定住過程における食の確保先の変容

(1) 兵庫県姫路市とその周辺地域の場合

ベトナム難民4世帯¹⁰、ラオス難民1世帯にききとりを行い、家族構成、渡日背景などの基本情報とともに、その食材の確保先とその変遷についてインタビューによって明らかにした。

① 世帯A（ベトナム難民）

【基本情報】

世帯Aの家族構成は4人である。世帯主A1（51歳）は、81年に渡日した。ベトナム南部のティエンジャン出身である。ベトナムでは元々兵役は18歳からであったが、戦争後で人数不足だったため、16歳から兵役が課せられていた。当時16歳だったA1も、軍隊で訓練を受けていたが、ベトナムのカンボジア派兵が決まり、戦争に行くのを避けるために出国を決意する。79年にベトナム出国し、フィリピンのバラワン島にある難民キャンプに収容される。難民キャンプを出た後は、マニラで2年間を過ごし、その後姫路の定住促進センターに移った。定住促進センターで、6カ月の日本語学習と職業訓練を受けた後、広島職場と住居を斡旋され、生活をはじめ。しかし、広島ではあまり仕事がうまくいかず、しばらくして姫路の定住促進センターに戻った。新たに入居先と職を斡旋され、姫路で生活をはじめ。県営住宅に入居し、製革工場に就職したが、不景気の影響で製革工場の収入が低くなってしまったため、シャッター工場に転職する。妻のA2（49歳）とは、姫路で出会った。彼女は、83年に渡日している。出身地はサイゴンで、A1と同じくベトナム南部の出身である。姫路定住促進センターで、A1と同様に日本語教育と職業訓練を受けて、市内の製革工場に就職した。夫婦共働きで二人の子供を育てている（渡日理由については、インタビュー拒否のため不明）。長男（19歳）は2009年に高校を卒業し、現在働いている。長女（13歳）は、現在公立中学に通っている。県営住宅に長年暮らしていたが、2005年に一戸建ての家を買い、転居した。宗教は仏教である。

【食材の確保先】

まず、乾麺や調味料などのベトナム食材をどのように入手しているのかを述べたい。世帯Aでは、ベトナム料理に使う乾麺やヌクナムなどの調味料は、知人が自宅で経営しているベトナム食材店から購入する。ベトナム本国に帰郷する知人に購入を頼んだり、もらったりすることもあるようである。姫路には、ともに難民としてベトナムを出国した親族や、日本での生活が落ち着いてから、ODPで日本に呼び寄せられた親族も定住している。A2には研修制度で渡日し、ベトナム難民と結婚して、そのまま姫路に定住した妹がいる。この10年で、ベトナムと日本を往来する人も増加しており、本国で食材を買ってきた知人

¹⁰ ベトナム難民のインタビューは、筆者の修士論文（瀬戸徐 2010）を加筆修正したもの。

から新鮮なベトナム食材をもらったり、購入したりすることも多い。乾麺や調味料は保存がきくため輸入も比較的容易であるといえる。

次は、腐りやすい食材である肉類について述べたい。ベトナム料理では豚の足や牛の内臓など、日本ではまだ一般的ではない肉の部位が用いられる。そうした部位はあまりスーパーに並ばないので、世帯 A では市内の食肉処理場で働いている知人のベトナム人から安く購入している。また、食材店では時折アヒル肉を輸入していることもあり、そこで購入することもある。ベトナム料理で重要となるパクチーやミントなどの香草が、スーパーでも扱われるようになってきた。しかし、日常の消費量から考えると、少量しか流通しておらず、値段も高価である。高価で手に入れにくい野菜類を確保するために、自宅の庭や、職場の空き地や日本人の知人に畑を借りて A1・A2 が主に栽培している畑①で栽培している。種や苗などは、ホームセンターにあるものや、知人から入手している。育てた野菜は、基本的には自家消費用であるが、余った場合は知り合いのベトナム人にあげたり、売ったりする。

② 世帯 B (ベトナム難民)

【基本情報】

世帯 B の家族構成は 5 人である。世帯主である B1 (58 歳) は、A1 と従兄弟関係にある。妻である B2 (54 歳) とはすでに、ベトナムで結婚しており、当時 3 歳の長男と 11 カ月の長女とベトナムを出国した。ベトナム戦争終結後、ベトナム南部には物資不足に陥り、配給も停滞し、インフレによって貨幣の価値も変わる不安定な社会状況が続いていた。就ける仕事もなく、そうした生活苦から逃れるために子供たちと他の兄弟とベトナム出国を試みた。フィリピンに到着し、バラワン島の難民キャンプに身を寄せる。そこで 2 年間滞在して、英語を学習した。そこで、別々に出国した A1 とも再会する。その後、姫路の定住促進センターに移る。そこで、B2 は二男を出産した。B1 は姫路市に東に隣接している高砂市のマッチ工場に就職した。B2 の子供を通わせていた幼稚園の先生に紹介された靴下の内職で生計を立てていた。しかし、しばらくしてから、子どもをあずけてプラスチックの工場に勤める。B1 は勤めていたマッチ工場が倒産してしまい、クサリ工場に転職する。4、5 年近く働いていたが、鉄鋼所に再び就職し、11 年以上勤めている。定住促進センター出所後は、アパートを借りて暮らしていたが、市営住宅、社宅へ引っ越しを繰り返していた。12 年前からは一戸建ての家を買って、居住している。

【食材の確保先】

この世帯の料理担当者も妻の B2 である。夫婦共働きで、平日は時間がないので野

菜炒めやスープなどの簡単なものですませるそうである。ベトナム料理を食べるのは土日
で、フォーやブンなどのメニューが多いようである。フォーやブン以外のベトナム料理は
あまり食べないとのことであったが、味付けはベトナム風に調理しているようである。

世帯 B のベトナム食材の入手先は以下のとおりであった。

乾麺や調味料などのベトナム食材は市内の小さな食材店で購入する。B2 いわく、市内には
ベトナム食材の小売店が 3 店舗あり、一つと決めているわけではないらしい。昔は神戸の
南京町にまで食材を購入したり、焼き豚などを買いに出かけたりしていたが、市内でほと
んどの食材を買えるようになったので現在は行かなくなった。また、B2 の姉はアメリカに
暮らしており、彼女からベトナム食材が時折郵送されることもある。アメリカは日本より
も移民社会がすすんでおり、アジア人を対象にしたマーケットも確立している。40 万人以
上のベトナム難民を受け入れたこともあり、大きなベトナム人コミュニティが形成され
ており、日本よりもベトナム食材が手に入りやすい環境にある。B2 曰く、日本でもフォー
などは手に入るようになってきたが、アメリカのほうが、種類豊富で美味しい食材が手
に入りやすいという。そうした食材のお返しに、日本からは毛布や電化製品を送るそうだ。
日本製の毛布は品質がよく、とても需要があるそうである。

肉類などは、上述した市内の小売店が近年スーパーに並ばない豚足やアヒルなどの
輸入を始めたので、そこで購入している。香草や野菜などは、約 6 年前に近所の知り合い
に畑を借りて、栽培している。しかし、貸主が畑を駐車場に変えることを決めたことと、
栽培に手間がかかることに疲れてしまい、2011 年からは野菜の栽培をやめた。自分たち
が栽培しなくとも他に栽培している在日ベトナム人から安く購入できることも理由の
一つであった。簡単な香草などは自宅の庭で栽培を続けているようである。また、ト
ウガラシ栽培を知人の日本人に頼んで、大量に栽培してもらったこともあるそうだ。

③ 世帯 C (ベトナム難民)

【基本情報】

世帯 C の家族構成は 4 人である。世帯主である C1 (44 歳) は、ベトナム中部のクウ
エンガイ出身で、83 年に出国した。日本に到着後、大村レセプションセンターに滞在し、
日本語学習を受けたあと、カトリック関係者の日本人夫婦の養子となる。私立高校に進学
し、東京の私立大学に入学する。妻である C2 (44 歳) とは、その大学時代に「難民を助
ける会」の会合で出会った。大学卒業後は、大手メーカーに就職し、転勤のため兵庫に移
る。現在はメーカー関連の研究所に勤めている。妻、C2 はサイゴン出身である。父が南
ベトナム政府関係者であったこともあり、南ベトナムでは階級の高い地位にあった。アメ
リカに亡命する手だてもあったが、年齢制限があり上の兄弟が離れ離れになってしまうた
め、断念した。南政府関係者やその親類は、学校に進学できなかつたり、良い職にも就く
ことができなかつたりなど、将来性を絶たれていた。16 歳になってから兄二人とともに出
国し、姫路の定住促進センターに身を寄せる。C2、は義務教育を終えた年齢に達していた

ため、就職するかどうか選択を迫られたが、ボランティアをしていたカトリック教会の支援もあり、市内のミッション系の私立高校に進学することを選ぶ。高校生時代は、兄二人とともに市営住宅で暮らしていた。その後、神奈川のミッション系の有名私立大に合格し、その間も教会関係の寮で生活をしていた。大学卒業後は、ミッション系の私立学校に就職し、教師となる。しかし、結婚した C1 が転勤で兵庫県に戻る必要ができ、母校である姫路の私立学校に転職する。夫婦共働きで、二人の子どもを育てている。長男（12 歳）は公立小学校に、次男（5 歳）は近所の幼稚園に通っている。

【食材の確保先】

世帯 C で基本的に料理を担っているのは、妻 C2 である。しかし、共働きであるため平日は時間のかかるベトナム料理は避けている。休日はベトナム料理を作ることが多く、とくにベトナムの友人たちと会食をするときは必ずベトナム料理を用意するそう。なので、ベトナムの調味料などはあまり頻繁に使用しているわけではなく、代表的な調味料といえるヌクナム（魚醤）の消費量も 1 年に 1 本程度ということであった。

世帯 C のベトナム食材の入手先については以下のとおりである。スーパーで販売されない肉の部位については、神戸市の長田地域の精肉店に買い付けに行っている。神戸市長田地域もベトナム難民の集住地域の一つである。その店に必要な肉の部位が売られているという情報は、その地域に住むベトナム人の知人から教えてもらった。また、シカやイノシシなどの肉などを、世帯 D（後述）が営むベトナム食材店で購入することもある。何種類かの香草を庭で育てているが、基本的に野菜類などはスーパーや近くの農協で購入している。その農協では、空芯菜の中国野菜やアマランサスなどのエスニック野菜を安価で販売しており、そこでベトナム料理に必要な食材を購入する。B 世帯の食材確保の場所は、姫路・神戸・加古川にまたがっている。

また、C 世帯はベトナム中部地方出身の食文化を受け継いでいる家庭である。C2 はサイゴン出身ではあるが、両親が中部のダラト出身であった。ベトナム中部地方では、食事をする際にゴマ煎餅をはじめに食べる風習があり、麺などの料理にも多く使用されている。C1・C2 自身はゴマ煎餅がなくとも「物足りない」という気持ちにはならないが、同じ中部出身者から折々にゴマ煎餅をもらうことがあるようである。また、C1・C2 には難民となってベトナムを出国した兄弟がアメリカに定住している。C1 は仕事上の理由でアメリカに出張することもあり、兄弟からゴマ煎餅をはじめとする様々なベトナム食材をもらうようである。アメリカだけでなく、香港やヨーロッパへ出張する際にも C1 はベトナム食材を同じベトナム人へのお土産に買ってくる。C1 いわく、「日本人が買ってくるものは、自分たちがわざわざ買ってこなくても手に入りやすい。しかし、ベトナム人が買ってくるものは、ベトナム人にしか買えない」からだそうである。

④ 世帯 D (ベトナム難民)

【基本情報】

世帯 D の家族構成は 5 人で、世帯主である D1 (44 歳) はベトナム難民のカトリック信者たちの自助組織である「在日ベトナム人カトリック共同体」で現在も活動している。ベトナムを出国した理由は、インタビュー不可能で聞き取りはできなかったが、渡日後は姫路定住促進センターで日本語教育と職業訓練をうけ、姫路市内の製革工に就職したそうである。しかし、不況の影響で工場が 2009 年に倒産し、現在はカトリック教会と関係のある病院でランドリーの職を得て生計を立てている。また、以前から副業でベトナム—日本間の航空チケット販売をしている。元々ベトナムにいた頃からカトリック信者であった D1 は、信心深い人でセンターを出所した後も教会活動がしやすいよう、教会の近くの貸家に住まいをもうけた。教会活動とともに、ベトナム難民たちの自助組織を設立し、その活動にも参加し続けている。また、世帯 C の C2 の兄とは、姫路定住促進センター時代からの友人で、C2 自身とも知り合い同士である。

妻である D2 (44 歳) は、南部のビエンホア出身である。父が南政府の関係者であったため、学校に進学することが許されずベトナムでの将来を絶たれていた。ベトナムでは自営業でカフェや雑貨店を母と経営していたが、母の希望もあってベトナムからの出国を決意する。89 年に出国し、九州の大村レセプションセンターに受け入れられた。その後、品川の難民救援センターで日本語学習と職業訓練をうけ、横浜に 7 年間定住する。その横浜での生活の間に、進学で移住してきた C2 と「難民を助ける会」の会合で出会い、それがきっかけとなって D1 と出会った。97 年に D1 と結婚し、それを機に D2 は姫路に移住することになる。横浜の大都市から姫路という地方都市に移り住んだ D2 は、当初その環境の変化に驚き、寂しさを感じていたが、姫路の住まいは教会のすぐそばにあり、日曜ミサなどの教会行事にも歩いて行ける距離であったことと、そこで多くのベトナム人に出会うことができたので前向きに考えられるようになったという。

【食の確保】

妻の D2 が料理を担当している。世帯 D の場合は、共働きではあるが D2 は家から近いベトナム食材店で働いているので、家にいることも多く普段から日常的にベトナム料理を食卓にだしている。D2 は日本に来た頃、野菜しか食べられなかった。とくに日本の鶏肉は、放し飼いされているベトナムの鶏肉よりも柔らかく、食感などがあわなかったそうである。徐々に慣れていき、渡日してから 1 年間ほどはベトナム料理を食べなかったそうである。いつまた食べられるだろうと思っていたが、移住した横浜に、中華街があり、そこでベトナム食材や野菜を購入することができるようになる。しかし、結婚で移住した姫路のベトナム食材を確保する環境は、大規模な中華街のある横浜とは大きく異なっていた。姫路には中国料理店はあっても中国食材とかぶるベトナムの食材さえ扱う店舗さえなかった。神戸の南京町に行くにも、交通の便が悪く、その品揃えも横浜の南京町より少なかった。そこで、D2 は姫路に

定住する在日ベトナム系住民向けに、自宅で小さなベトナム食材店を開くことにした。店舗で販売する商品の仕入れ先や自家消費用のベトナム食材の入手先については以下のとおりである。

D2は店をひらくために、ベトナム食材を取り扱っている食品会社を横浜や神戸の知り合いに紹介してもらったり、自分で調べたりして、仕入れを行っていた。現在、神戸や横浜の中華街や、ベトナム本国からも仕入れを行っている。日持ちするヌクナムなどの調味料や乾麺だけでなく、新鮮な野菜やアヒルなどの肉類なども月に2度の頻度で、航空便で輸入している。また、日本で育てられる香草や野菜は、教会の菜園や近くの農家が管理する畑で栽培して手に入れている。基本的には自家消費用であるが、D1の会社が倒産してから収入が減ってしまったので、野菜が育つ夏季の間は車で神戸の長田へ野菜のデリバリーサービスを行っていた。またD世帯は、在日ベトナム人が集まる催しがあれば、屋台などを出展してベトナム料理の販売を行っている。その際にも、栽培した香草を利用している。また、肉類の豚足や豚の内臓を長田の精肉店から仕入れており、シカ肉やイノシシの肉などは兵庫県の篠山市の猟師から仕入れて、販売している。

料理を担当する母親が働いていてベトナム料理を幼い頃に口にしかつたために、日本に生まれ育った2世の子どもたちがベトナム料理を食べられないことがよくある。D2はこうした現状にとっても憤りをもっており、自分の子どもにはベトナムの食文化を受け継がせたいと思っている。そのため、普段の食事から積極的にベトナム料理を取り入れており、お弁当にもベトナム料理を欠かさない。しかし、子どもが食べやすいように和風ダシを加えるなどの工夫も行っている。

⑤世帯 E (ラオス難民)

【基本情報】

世帯 E の家族構成は4人である。戦争の影響で暮らしが貧しく、1984年に飛行機でタイへ避難する。タイのキャンプで7年間を暮らし、姫路定住促進センターで3ヶ月を日本語学習と職業訓練をうけ、奈良に移住した。夫 E1、妻 E2 (現在 52 歳) はコンクリート製造業に勤め6ヶ月を過ごしたが、仕事が体力的に厳しいことと、奈良にラオス人が少なかったため、ラオス人の多い兵庫県加西市へ移住した。

【食の確保】

ラオス人の集まりが1年間に何度か行われており、そこでラオス料理を食べていた。神戸の中華街に共通する食材を買いにいたり、食材を輸入している知人に注文したりするなどして食材を手に入れていた。また、10年ほど前からは姫路市のベトナム系住民が経営する零細な食材店で購入しはじめている。

また、トウガラシなどの種を手に入れ、庭で栽培していた。1年に1、2度行われる祭りのときには、加西市の養豚場で一匹の豚を共同で安く購入し、集まった人びとにふるま

っていた。それぞれが忙しくなってきたため、現在では行っていない。

まとめ

インタビューからは、定住促進センターでふるまわれる日本食に馴染めず苦勞した人がいたことが伺える。定住初期の頃は、交流会や祭典などの催しが無い限り、自文化の食をあえて食べようとする機会や余裕もなかったようである。

センター出所後しばらくしてから、時間や金銭的に余裕ができるようになり、姫路駅から電車で30分、往復2000円ほど交通費のかかる神戸の中華街や長田地区の奄美出身者が営む精肉店に赴いて食材を購入している。この精肉店は、豚を食べる朝鮮半島出身者にも利用されている店で、耳や内臓などの部位を販売している。中国や奄美・朝鮮と共通する食文化をもっていたからこそ、以前から営まれていた異なるエスニック・マイノリティが経営する店や市場を利用し、必要な食材を手に入れることができた。ベトナム難民が定住した頃、姫路市には他の東南アジア系住民や中華系住民によるエスニック・ビジネスの店舗はなかったといってよい。神戸市はインドシナ難民が多数定住している地域であるが、離れた場所に住んでいる姫路市のインドシナ難民にもそうした情報が共有されるようなネットワークが形成されていたことが推察できる。また、ベトナム難民の多くは就労先と家賃の安い居住地が密集している被差別部落内が生活圏になることが多かった。被差別部落内の食肉処理場から特殊な肉の部位を分けてもらう人もいた。

世帯Dのように、90年代から姫路市でも零細なベトナム食材店をはじめめる者が現れる。それらは自宅で営まれるものであり、営利目的というよりは自助的な意味合いが強く、ビジネスとしてはほとんど成立していない。しかし、こうした食材店が生まれることで、遠方の神戸市に出向かなくても近場で気軽に食材が購入できるようになっていることがわかる。こうした食材店は定住数の少ないラオス難民にも、利用されていた。食材店が、同族同士のコミュニティだけで利用されているのではなく、異なる民族にも開かれた場所になっていることがわかる。これは、中華街や長田地区の精肉店にも共通していることである。

また、これらの店舗や市場を利用するだけでなく、篠山の猟師からイノシシやシカを近隣の養豚場から豚を購入していることもインタビューから明らかである。一般的な市場に頼るのではなく、様々な情報やネットワークを活用している。

また、生活水準の向上によって、食材の確保手段にも変化が現れている。インドシナ難民たちは定住化過程をおっていくと、社宅や公営住宅、低賃金のアパートに定住し、中古か新車のワゴン車を購入し、戸建ての家に住まうというパターンが多い。車を手に入れることによって行動範囲が広がり、同民族のネットワークのなかで情報共有された食材店や香草の自生場所などにアクセスすることが容易になっていく。また、公営住宅などから戸建ての家に住まうことは、地域社会の新たなコミュニティに参入していくことを意味する。新たなコミュニティのなかで自治会活動をとおして隣人と知り合いになり、野菜や香草を栽培できる畑を借りることが可能になった場合もある。

また、インドシナ難民は受け入れ国の違いで海外に家族や親類が暮らしている場合が多い。そうした親類のネットワークを使用して、日本より進んだ移民社会で形成されているアメリカなどからアジアマーケットの食材が送られ、お返しに日本からは家電製品や毛布をお返しにおくるなどのやりとりがなされている。

また、本国に帰還できるようになったこと大きい。難民は、本国に帰還することができなかったがベトナム政府が観光目的でのベトナムへの入国を 1987 年に許可し、ラオス政府も 90 年代には難民の一時帰国を認めている。ベトナムの故郷に帰国して、その際に食材を購入して持ち帰ることも可能になってきた。

このように、共通の食材を使用する他のエスニック・マイノリティの存在や野菜が栽培できる気候とスペースとの有無などの居住地域の環境や、生活水準の向上に伴う住環境の変化、本国の政治状況の変化によるネットワークの活性化、地域住民との繋がりなどが広がっていくなかで、「食の確保戦略」が多様化していることがわかる。

(2) 神奈川県県営「いちょう団地」の場合

姫路市よりもはるかにインドシナ難民の集住人口の高い神奈川県県営「いちょう団地」での調査では、2 世帯に家族構成、渡日背景などの基本情報と食材の確保先についての簡単なアンケート調査を実施し、加えて団地周辺にある食材店・レストランの成り立ちと自治会への聞き取りを実施した。

① 世帯 F (ベトナム難民)

夫 F1 (現在 52 歳) は、1985 年に渡日、妻 F2 (現在 50 歳) は 1989 年に渡日し、1992 年からいちょう団地に居住している。F1 は現在無職で、F2 はパート勤務で、家族構成は 4 人である。日本での食生活には特に困っていないとのことであった。1992 年にはじめてベトナム本国に帰国し、2 年に 1 度の割合で現在も帰国しているとのことであった。

【食材の確保先】

乾燥食材や調味料、野菜や香草はベトナム人が経営する食材店で購入し、肉類は 近くのスーパーで購入している。野菜や香草は可能なものは、スーパーでも購買している。野菜を栽培した経験もあり、知人には畑を借りて野菜栽培をしている人が 2 人ほどいるとのことであった。また、現在は行われていないがベトナム本国に在住している親戚とも 1 ヶ月に 1 回ほど食材のやりとりが行われていたようである。

② 世帯 G (カンボジア難民)

夫 G1 (現在 53 歳) 妻 G2 (現在 52 歳) は、1989 年に渡日し、1991 年からいちょう団地

に居住している。G1はパート勤務、G2は主婦で、家族構成は5人である。長女に日本での食生活について尋ねると、子どもである自分は困っていないが、両親をみるとエスニック調味料が特定の場所にしかなく、それらを買求めなくてはならないので、不便だとの回答があった。1994年にカンボジア本国に帰国し、それから定期的に訪問しているようである。また、カンボジアの他にアメリカ、イギリスに親戚がいるとのことであった。

【食材の確保先】

乾燥食材や調味料については、祖国から送ってもらう、あるいは帰国した歳に大量に買い溜める。肉類はスーパーなどを利用し、日本で手に入りにくい野菜や香草などについては、栽培できるものは栽培して使用するとのことであった。

また知人に畑を借りて野菜栽培をしている人の有無について尋ねると4人との回答があった。こうした人びとは2、3年ほど前からみられるとのことである。こうした大量に野菜や香草を栽培できる人からわけてもらうこともあるようである。また海外の親戚との食材のやりとりは半年に1回ほどの頻度で行われているとのことであった。

【エスニック食材店とベトナム料理店】

いちょう団地の周辺には5店舗のエスニック食材店とベトナム料理屋が経営されている。いずれも、自宅で行われているような零細なものではなく、営業許可をとってショッピングセンター内や店舗を構えて経営されている（写真1・2参照）。5店舗のうち、中華物産店が1店、ベトナム難民が経営する食材店が3店舗、料理店が1店舗、カンボジア難民が経営する食材店が2店舗である。これら店舗はこの7・8年以内に開店していることが店員からの聞き取りで明らかになった。日本の経済状況が悪化し、ショッピングセンターの空き店舗が増えていたところへ、外国籍住民が参入したことが推測される。実際に「いちょう団地」から徒歩数分のいちょうマートでは、10店舗のうち2店舗がエスニック食材店である。各店舗の具体的な成り立ちや店主の渡日背景などについてはインタビューを断られてしまったため明らかではないが、「空き店舗が安く借りるため食材店を経営しはじめた。が、あまり売上はよくない。」という言葉聞くことができた。ベトナム料理店は雑誌にもとりあげられており、市外からも訪れる人がいるという。

【自治会関係者や支援者からの聞き取り】

自治会関係者や外国籍住民の支援者にいちょう団地における外国籍住民の食に関連した行動やトラブルについて聞き取りを行った。公営住宅地の共有地・近隣の河川敷での野菜・香草栽培や調理に伴う騒音に対する苦情がわずかながらあることがわかった。そうした共有地での野菜栽培は一時期インドシナ難民たちの間でブームになっていたが、現在はほとんどみ

られなくなり、一部の人びとが日本人に畑を借りて野菜栽培を続けている。実際に農地を借りているインドシナ難民からのインタビューはできなかったが、そうした日本人との交渉は就労先の同僚や上司などを通して行われていることが、聞き取りで明らかになった。また、苦情ではないが団地周辺のたんぼのあぜ道でバーベキューをする姿なども見られている。これについては垣野（2010）でも記述されており、一階の住民が庭で野菜栽培する様子や国籍ごとに使用するたんぼのあぜ道が異なることも調査によって明らかにされている。



写真1：食材店とレストラン（1F 中央2店舗）

出所：2012年1月28日筆者撮影



写真 2 : 食材店の営業許可証
出所 : 2012 年 1 月 28 日筆者撮影

まとめ

以上の結果からみると、食材店の成立、野菜栽培、本国や他国に住む親類との品物のやりとり（カンボジアも 90 年代には難民の一時帰国を許可している。）など姫路市の「食の確保戦略」とも大きな共通点が多々あることがわかる。しかし、周辺のエスニック・ビジネスの成立状況は大きく異なっている。姫路市では、4 店舗ほどのベトナム食材店があるが、そのいずれもがアパートなどの一室で営まれている零細なものである。しかし、いちよう団地では営業許可をとった自宅店舗や、近隣のショッピングモール内でも店舗を構えている住民がいた。そのいずれもが、2005 年以降に経営をはじめたことが店主の聞き取りから明らかになっている。この不景気によって近隣のショッピングモールの空き店舗が増加し、インドシナ難民をはじめとした外国籍住民がその空き店舗を利用しても経営を維持できるほど、店舗で食材を購入する人口が多いということが推察できる。

農地での野菜栽培は、この 2、3 年の間にみられるようになったという。姫路市よりは、短時間で安価に都市圏にアクセスしやすい「いちよう団地」周辺においても、日本人が維持できなくなった農地が存在しており、担い手・管理者不足に陥っていることがわかる。そうした農地を持って余す地域住民と農地の貸借について交渉をするほどに関係が形成されていたといえる。

6. おわりに

以上、本研究ではインドシナ難民の「食の確保戦略」を調査し、地域社会で生活するうえでどのような地域資源や人間関係を活用しているのかを明らかにした。

インドシナ難民の集住地域は、定住促進センターの設置と日本の難民受け入れ政策に大きな影響をうけつつ、都市近郊の零細な工場地帯と低家賃で入居できる公営住宅地のある地域に規定されていった。姫路市の場合は、就労できる零細な工場と安価な公営住宅地が集まる被差別部落地域内やその周辺地域になり、大和市の場合は就労可能な職場にアクセスしやすい家賃の安価な大規模な公営住宅団地へ集住化が進んでいった。日本の受け入れ政策だけではなく、居住地の社会・自然環境や本国の政策などに左右され、そのなかで生活基盤を築いていかなければならなかった。こうした新たな居住地の生活に慣れ、その土地に定着していくことは日本社会への「適応」と捉えられがちである。しかし、それらは単純に日本の文化や社会規範に同化していくことではない。生活が安定していくなかで、なおいっそう自分たちが故郷で親しんで食べていたものを生活のなかに取り戻していこうとする試みが自然に実践されていた。もちろん、故郷で食べていたものとまったく同じものが食べられるわけではない。それらの食材は、中華街で売られる魚醤であったり、親類がおくってくれたアメリカでつくられたアジアマーケットのヌクナムや、エスニック・ブームで一般市場に並ぶようになったタイのナンプラーであったりするのだ。そして、料理を担う女性たちは日本生まれ育った1・5世や2世の子どもたちの舌にあわせて、故郷の料理を和風のダシで下味をつけたり、和風の料理を作ったり購入して食卓に並べることもある。そうした工夫もしながら、異文化社会からの影響を受け入れ、自分たちの食生活を変容させながら、自文化の「食」を生活に取り入れ続けている。それらは単なる「嗜好」や「食生活」という意味を越えて、異文化で生活をおくるなかでの郷愁の念を抱かせるもの、「癒し」となっていく。こうした文化の継承は、コミュニティ内でひっそりと行われているという認識が強かった。しかし、インドシナ難民たちの「食の確保戦略」では、野菜栽培にみられるように日本人をはじめとした他の地域住民の目に触れながら、時にはまきこみながら実践されていく。日本に受け入れられた初期の頃、定住促進センターの日本食をしぶしぶ食べていた難民たちは、日本社会のなかでより居心地のよい生活空間をつくるための工夫を編み出していったのである。コミュニティや世帯、個々人のなかでその工夫のための情報は蓄積されていき、「食の確保戦略」は多様化し、拡充してきた。このことは、法制度や支援を問うた研究では明らかにされてこなかったインドシナ難民の生活者としての姿の一面を明らかにしたといえる。

グローバリゼーションがますます進む現代において、世界各国からモノ・ヒト・情報の流通の速度が加速している。90年代からはじまったエスニック・ブームで多くのエスニック料理が日本に導入されたが、それらはブームとして過ぎ去ることなく定着し、エスニック・フードレストランの需要は増え続けている。これらのエスニック・ビジネスの成功は、地域社会から新たな交流の拠点化や経済的貢献が期待されている。しかし、その一方で、日本農業

は衰退し、担い手不足から耕作放棄地は増加、農地の管理問題が深刻化している。こうした社会状況が、インドシナ難民の「食の確保戦略」にどのような影響を与えていくのかは今後の課題として考えていきたい。

【謝辞】

兵庫県姫路市の調査では、「城東寺子屋」、神奈川県県営いちょう団地での調査では「多文化まちづくり工房」と「すたんど・ばい・みー」の方々にご協力いただいた。この場を借りてお礼を申し上げたい。

参考文献

- 朝倉敏夫,1994,「日本の焼肉 韓国の刺身」,農文協
- アジア福祉教育財団難民事業本部,1996,「姫路定住促進センター16年誌—日本で最初のインドシナ難民定住促進の役割を終えて—」アジア福祉教育財団 難民事業本部
- アジア福祉教育財団難民事業本部,1998,「大和定住促進センター18年誌—インドシナ難民の日本定住支援センターの軌跡—」アジア福祉教育財団 難民事業本部
- Deborah Lupton,1999,「食べることの社会学 食・身体・自己」,新曜社
- 五島文雄,1994,「ベトナム難民の発生原因」加藤節・宮島喬 編『難民』東京大学出版:53-80
- 河明生,1996,「日本におけるマイノリティの起業者活動 - 在日1世朝鮮人の事例分析」,経営史学 30,59-78
- 樋口直人ら,1998,「越境する食文化と移民ネットワーク—在日ムスリム移民の増加とハラール食品産業の展開」,食生活研究 19 (3) ,4-12
- 樋口直人ら,2000,「食文化の越境とハラール食品産業の形成 - 在日ムスリム移民を事例として -」,徳島大学社会科学研究 13 : 99 - 131
- 姫路工業大学環境人間学部国際理解推進班 (2000)「姫路市民の『国際化』に対する意識と外国人受け入れの現状:ベトナム人定住者支援活動を中心に」
- 広田康生,2003,「都市とエスニシティ」有信堂高文社
- 黄 慧瓊,2002,「在日コリアンにおける食文化における民族的アイデンティティ:大阪市と川崎市を比較して」,人間文化研究科年報 18,265-278,2002
- 垣野義典ら,2010,「外国籍住民の郊外団地居住の実態-神奈川県いちょう団地を事例として-」:日本建築学会計画系論文集第 75 巻第 652 号:1355-1363
- 神奈川県大和市議会,1993,「大和市議会史」,精興社
- 川上郁雄,2001,「越境する家族」,明石書店
- 川越道子,2010,「悶え神の政治学—大震災以降の神戸が語る戦争と越境—」大阪大学 博士論文
- 金菱清,2008,「生きられた法の社会学」,新曜社

- 国連難民高等事務所（UNHCR）編，2000，国連難民高等弁務官事務所『世界難民白書 人道行動の50年史』時事通信社
- 栗野鳳，1986，「難民大量流出の原因についての一考察」，国連大学創価大学アジア研究所編，『難民問題の学際的研究-アジアにおける歴史的背景分析とその対策』：47-61
- 岡井宏文，2007，「イスラーム・ネットワークの誕生-モスク誕生とイスラーム活動」樋口直人編『国境を越える-滞日ムスリム移民の社会学』青弓社：178-209
- 小内透ら，2001，「日系ブラジル人の定住化と地域社会」，御茶の水書房
- 小内透ら，2009，「在日ブラジル人の労働と生活」，御茶の水書房
- 李杏里，2012，「『解放』直後在日朝鮮人による獨酒闘争の史的考察-生活とジェンダーの諸相」，一橋大学 修士論文
- 桜井笙子，1986，「カンボジア」石井米雄ら『東南アジアを知る事典』：396-390
- 清水睦美・「すたんどばいみー」，2009，「いちょう団地発！外国人の子どもたちの挑戦」，岩波書店
- 田中宏，1995，「在日外国人-法の壁、心の溝」，岩波書店
- 難民事業本部 HP <http://www.rhq.gr.jp/> （2012年2月11日アクセス）
- 安世舟，1986，「アジアにおける国民国家形成と難民問題」，国連大学創価大学アジア研究所編，『難民問題の学際的研究-アジアにおける歴史的背景分析とその対策』：5-46
- 安井大輔，2010，「コンタクト・ゾーンにおけるエスニック・ビジネス-横浜市鶴見区の沖縄・南米系飲食・物産店から」京都社会学年報 18：41-66
- 吉本康子，2006，「増え続ける関西のベトナム料理店」，河合利光編，『食からの異文化理解：テーマと実践』，時潮社：82-88
- 吉本康子，2011，「移民・難民と食-阪神大震災後の神戸定住ベトナム人」，河合利光編，『世界の食に学ぶ-国際化の比較食文化論』，時潮社：145-163

2011 年度次世代研究「在日ベトナム系住民の『食の確保戦略』からみる親密圏の再編成と地域社会への影響」（研究代表：瀬戸徐映里奈）による成果である。

【メンバー】（ ）内は 2011 年度プロジェクト時点

瀬戸徐 映里奈（京都大学大学院農学研究科博士後期課程）